

広島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があつた。

令和八年五月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
いきいきサロン原田	尾道市原田町梶山田 944 番地	令和 8 年 4 月 1 日
いきいきサロン浦崎	尾道市浦崎町 73 番地 5	令和 8 年 4 月 1 日